

第3章 給水装置の管理と施工上の留意

1 管 理

(1) メーターの管理 (条例第 22 条第 2 項)

メーターは給水装置の所有者、又は使用者が責任をもって管理する。

(2) 給水装置の区分と管理 (条例第 8 条)

表 3-1-1

区 分	公 道	私 有 地
給水装置の所有者	申 込 者	申 込 者
給水装置の維持管理	水道事業管理者	使用者又は所有者

(注) 官民境界から 1 m 以内の第 1 止水栓又はメーター止水栓までの私有地に設置した給水装置は公道に準じて水道事業管理者が管理する。

(3) 加圧給水装置の区分と管理

(法第 3 条・政令第 1 条第 1 項、第 2 項・法第 14 条第 2 項)

表 3-1-2

項目/区分	専用水道	簡易専用水道	貯水槽水道
受水槽の有効容量の合計	100 m ³ をこえる	10 m ³ をこえる	10 m ³ 以下のもの
φ 25 mm 以上の給水管の全長	1,500mをこえる	——	——
給 水 人 口	100 人をこえる	——	——
人の飲用に供する水量	20 m ³ をこえる	——	——
管 理	設 置 者	設 置 者	設 置 者
指 導 管 轄	市	市	市

2 構造及び材質 (法第 16 条・政令第 5 条第 1 項第 1 号から第 7 号)

給水装置の構造及び材質は次の各号に定める基準に適合していること。

(1) 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口の位置から 30 c m 以上離れてい

ること。

- (2) 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- (3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連絡されていないこと。
- (4) 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
- (5) 凍結、破損、浸食等を防止するための適切な措置を講ぜられていること。特に給水管の継手類には必ず防食工を施すこと。
- (6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- (7) 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適切な措置を講ぜられていること。(逆止弁の設置)

3 給水工事の区分 (条例第 11 条第 1 項から第 4 項・第 13 条)

給水工事施工区分・表 3-3-1

区 分	給水管取出工事	民 地 内 工 事
場 所	公 道	私 有 地
施 工	市、指定工事業者	市、指定工事業者
費用負担	市、申 込 者	申 込 者
検 査	市	市
異議の処理	申 込 者	申 込 者

4 給水工事の協議

給水装置工事の施工に対し、以下のものは上下水道部と協議しなければならない。

- (1) 開発行為許可及び土地利用許可を必要とする区域への給水工事
- (2) 既設管では十分な流量を得られない場所への給水工事
- (3) 既設管の統廃合が必要な給水工事
- (4) 配水管の未整備地域及び配水支管の給水能力に問題があると思われる給水工事
- (5) 単一の敷地 (分譲地を含む) に $\Phi 30$ mm以上の口径を使用する給水工事

- (6) 中高層建築物への給水工事(給水計画書により協議 第9章参照)
- (7) 3階直結給水工事(協議書により協議 第8章参照)
- (8) 建物内及び私有地内に入出入り出来ない場所への給水工事(メーター検針に支障があるもの)
- (9) 工場、事務所、店舗等で私設消火設備への給水工事
- (10) 大規模となる工場、事務所、店舗への給水工事
- (11) 高所、又は低所へ受水槽等を設置する給水工事(第9章参照)
- (12) 特殊器具等の設置が伴う給水工事(病院、医院、歯科医院、洗車場、ガソリンスタンド、理容所、美容院、コインランドリー、入浴施設等)
- (13) その他、協議が必要と思われるもの

5 給水方式の種類

(1) 直結式

直結式には配水管の水圧を利用して給水装置の末端である給水栓、直結器具まで、直接給水する直結直圧式(図2-1-1)と給水管の途中に増圧給水設備を設置し、圧力を増して直接給水する直結増圧式とがあるが、この方式は一時に多量の水を使うことも想定され、配水管の水圧に影響を及ぼすため、富士市ではこの直結増圧式は認めない。

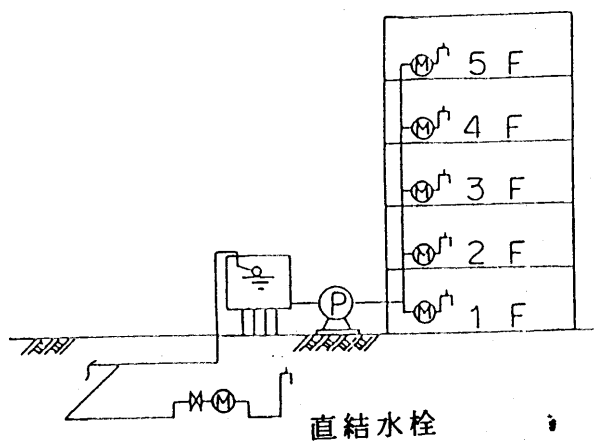
(2) 受水槽式

受水槽式は、給水装置から水道水をいったん受水槽に受けた後ポンプ、高置水槽、圧力水槽により、水量水圧を確保した後設備の末端まで給水する方式で以下3方式があるが、ポンプの性能の向上や高置水槽の清掃、点検を含めた維持管理、水質保持の観点より、①受水槽ポンプ直送式のみを採用している。

① 受水槽ポンプ直送式

ポンプ直送式は、受水槽で受水したのち、使用量の変動に応じてポンプの運転台数や回転速度を制御し、給水する方式である。

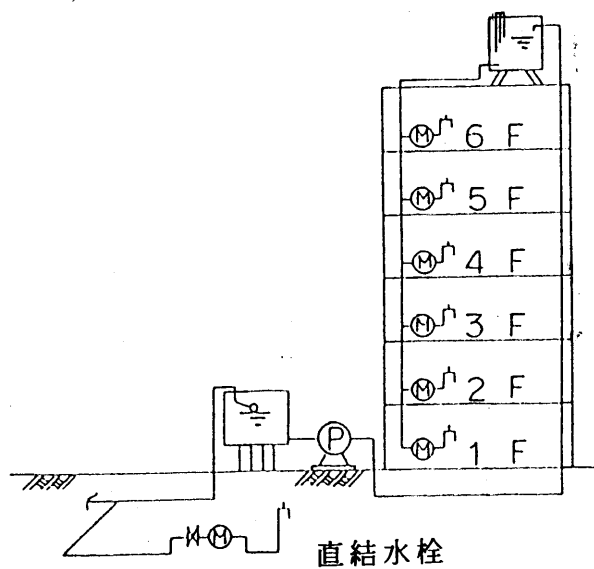
(図 3-5-1)



② 受水槽高置水槽式

高置水槽式は、受水槽で受水したのち、ポンプで揚水して高置水槽へ貯留し、自然流下で給水する方式である。(この方式は採用していない)

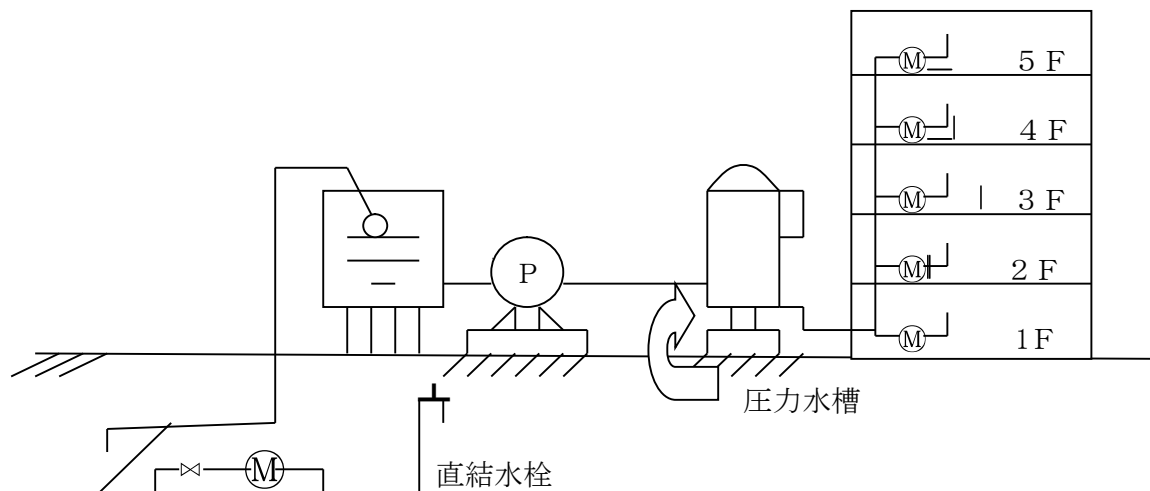
(図 3-5-2)



③ 受水槽圧力水槽式

圧力水槽式は、受水槽で受水したのち、ポンプで圧力水槽に貯え、その内部圧力によって給水する方式である。(この方式は採用していない)

(図3-5-3)



6 給水方式の適用

- (1) 建物の2階まで(地下は1階まで)は、直結直圧式により給水することができる。
ただし、3階への給水であっても「3階直結給水実施要領」(第8章)に基づき、給水可能なものは3階直圧給水ができる。
- (2) 次の場合は受水槽式(ポンプを用いる加圧方式)により給水する。
- ① 配水管の水圧が所要の水圧に比べて不足する場合
 - ② 一時に多量の水を必要とする場合
 - ③ 配水管の水圧の変動にかかわらず、常時一定の水量、水圧を必要とする場合
 - ④ 災害時、事故等による水道の断減水時にも、給水を確保する必要がある場合
 - ⑤ 薬品を使用する工場など、逆流によって配水管の水質を汚染するおそれのある場合
- ※ 上記方式を適用する場合は上下水道部と協議のうえ実施する。

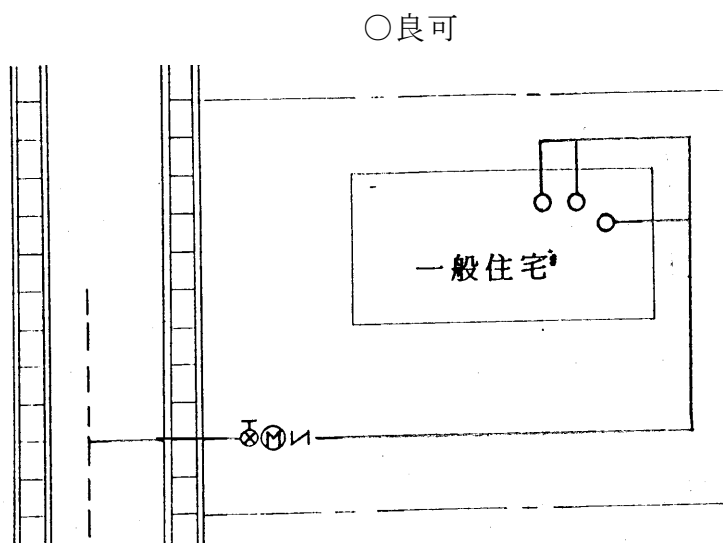
7 給水装置の一般形態

(1) 給水装置は一使用につき一系統とする。

(2) メーターは1(世帯、戸)につき1個を使用する。

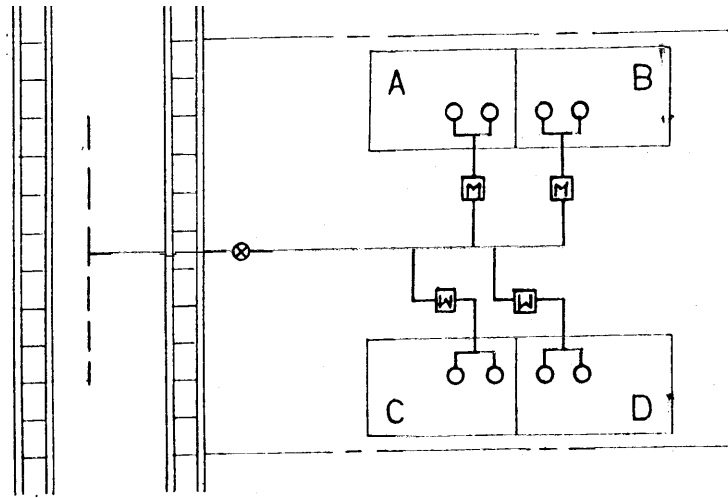
但し、店舗併用住宅の場合は個々にメーターを設置することができる。

◆直結式(一般住宅の場合)

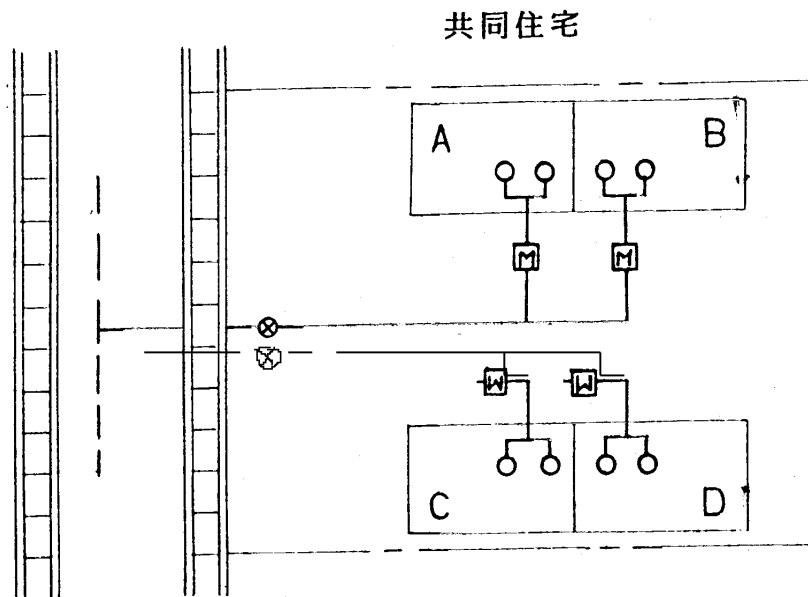


同一敷地内への給水管は単独引き込みとし、既設管が増築等で口径不足となる場合は既設建物と合計した必要口径の管を新たに引き直しをして、既設管は分岐箇所プラグ止とする。

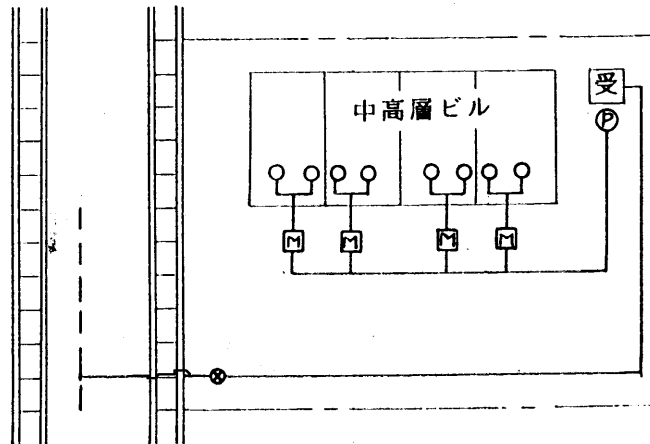
◆直結式（共同住宅の場合） 良い例



◆直結式（共同住宅の場合） 悪い例

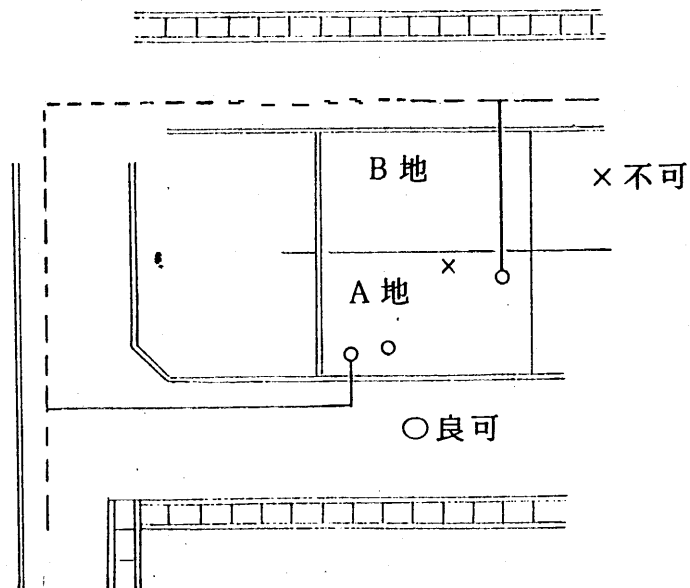


◆受水槽式の良い例

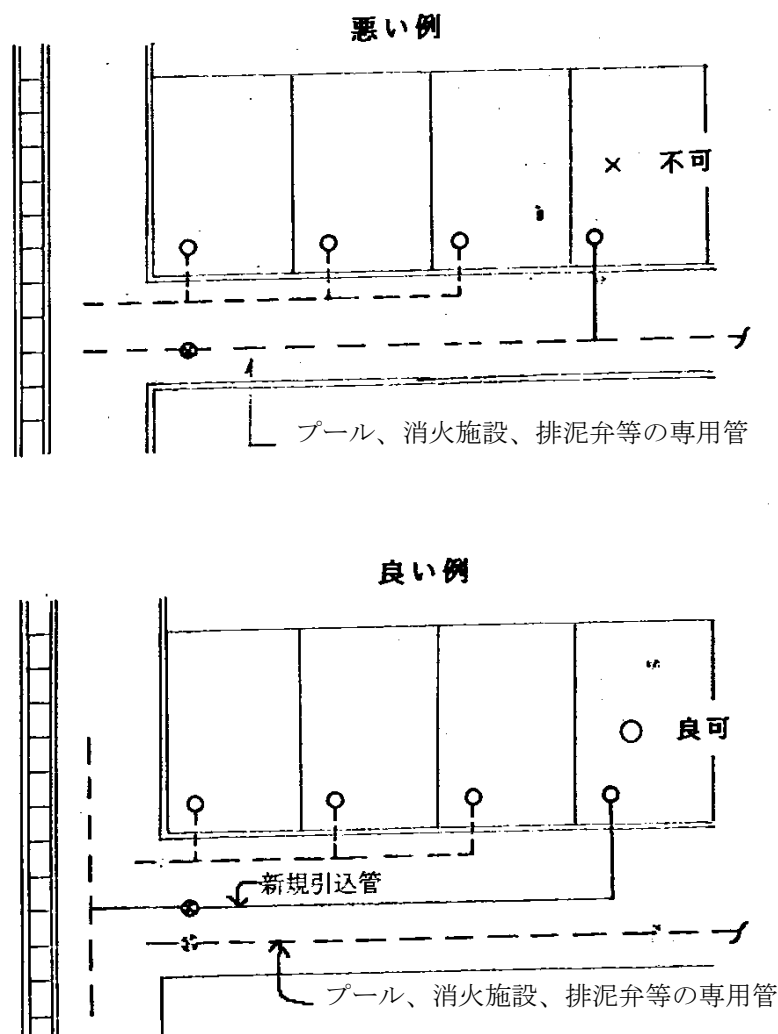


8 支管分岐の形態

- (1) 他人の給水装置から分岐して給水しようとする者は、その所有者の承諾を受けなければならない。
- (2) 他人の敷地を經由して給水管を布設することは維持管理に支障があるので認めない。



(3) プール、消火施設、排泥弁等の管からの分岐は維持管理上支障となるので認めない。

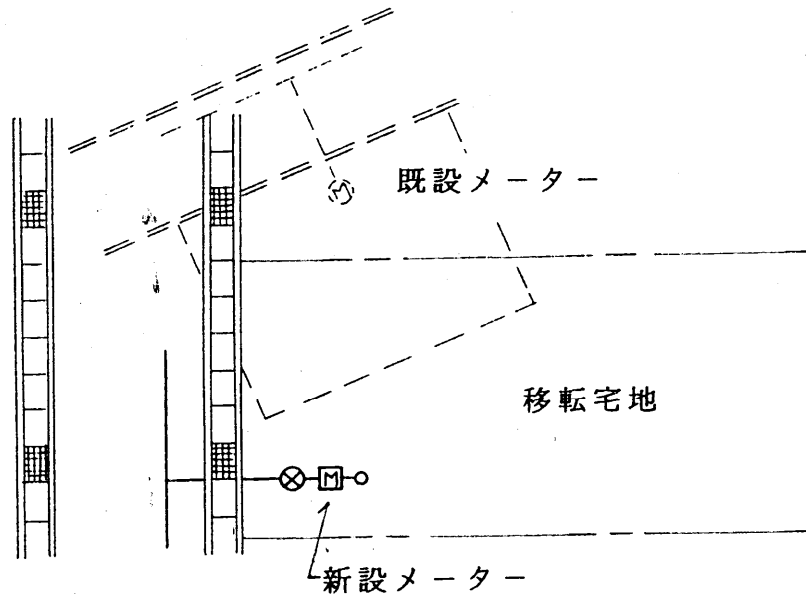


9 給水装置の特別形態

(1) 区画整理地内の給水装置の取扱い

区画整理は、現在の底地の権利が換地先に移動する行為で移転先の土地は同一土地であるため、既設メーター加入金の権利を使用できる。既設メーター加入金の権利は人に属するものではなく、あくまでも土地に付随するものである。そこで、既設メーター加入金の権利を使用できるのは、以下の①、②のいずれかに該当する者が同一区画整理区域内にある換地でメーターを利用する場合に限る。

- ① 区画整理事業を施行する者があらかじめ上下水道部に対して文書で申し出た加入金免除対象者
- ② 上記①の加入金免除対象者から換地の所有権を取得した者
ただし、公共施行の区画整理事業に限り、上記取扱いを行う。



取扱い手順

- ① 申請の前に区画整理施行担当課と事前相談を行う。
- ② 移転先の給水装置工事の申請を行い、上下水道部の承認を得る。
- ③ 免除申請がなされる場合、申請に係る既設メーター口径分の加入金は免除する（条例第 39 条）。手数料は免除しない。⇒口径変更する場合は加入金の差額を徴収する。逆口径変更の場合は加入金が発生しない。
- ④ 家屋の改造に伴うメーター設置は新設扱いとし、増口径分の加入金を納付する。
- ⑤ 給水装置施工後、上下水道部による完成検査を行い、既設住居取壊し後、施工に当たった水道業者が水道維持課給水装置担当の窓口へ直接既設メーターを返却する（注意：通常のメーター廃止とは手続きが異なるため、上下水道営業課お客様担当の窓口へ返却しないこと）。

(2) 一般住宅、集合住宅及び分譲地の給水装置の取扱い

① 一般住宅（区画変更など土地の形状変更がない場合）

同一敷地内で区画変更など土地の形状変更を行わずに建物等を建替える場合、その土地を売買によって得たか否かに係わらず、既設メーター加入金の権利を使用できる（同一敷地内で区画変更など土地の形状変更を行って戸建賃貸住宅等を建てる場合を含む）

② 一般住宅（区画変更など土地の形状変更がある場合）

既設メーター加入金の権利を引き続き使用することはできないので、市へメーターを返却する。

③ 借家、集合住宅

同一敷地内の借家等を集合住宅に建替える場合は、上記と同様土地の取得方法に係わらず、既設メーターの数だけ加入金の権利を使用でき（つまり、既設メーターの権利を活かして改造や口径変更、逆口径変更の工事申込ができるということ）、不足する戸数分は新設申込をする。又、一般住宅同様同一敷地内でのみ加入金の権利を継続でき、同一所有者であっても他の土地に権利を移動する事はできないため、余ったメーターがある場合はこれを市に返却し、加入金の権利は消滅する。

④ 分譲地は、全体の土地の形質を変更するもので、造成後の個々の宅地は元の土地と同一敷地ではないため、区域内にメーターがあっても、加入金の権利は消滅するのでメーターは市に返却する。

(3) メーター廃止後の給水装置の取扱い

メーターを廃止した既存家屋で給水装置を使用する場合は、申請を行い、メーターを新たに設置して使用する。

給水装置工事の申請は新設扱いとし、加入金を納付する。

10 開発行為の給水の申請概要

(1) 取扱い概要

開発行為による給水について申請の取扱い概要は次による

	開発者(代理者)・内容	対 応 課			
		上下水道 経営課	水 道 維持課	水 道 工務課	関係課
協 議	開発の目的及び開発地の詳細		○	○	
	開発の用途及び規模		○	○	
	給水の有無及び他水との関係		○	○	
	埋設管の口径及び維持管理に関すること		○	○	
	埋設管の寄贈に関すること(32条関係)	○	○	○	
	所要水量の計画及び給水工事に関すること		○		
	埋設管の占用に関すること		○	○	○
	その他必要事項	○	○	○	
審 査	開発者 ←	審査、意見、現地調査			
申 請	給水工事協議内容の確認		○		
	給水工事申込書、許可証、協議書		○		
	埋設管占用申請書		○		○
着 手 竣 工 検 査	中間検査		○		
	水圧検査		○	○	
	確定実測図の提出、工事写真、平面図、配管図		○	○	
完 了 検 査	水道施設検査		○	○	
	工事完了検査	○	○	○	○
寄 贈	寄贈書類の手続き	○	○	○	

☆上の表における「関係課」とは？

埋設管の占用に関すること：市道は建設総務課、道路維持課

市河川は建設総務課、河川課

区画整理区域内は市街地整備課・富士駅南地区整備課

インター周辺区画整理課

県道・県河川・国道・静岡県企業局管理用地等は水道維持課

給水装置担当へ事前相談が必要。

埋設管占用申請書：市道・市河川を占用する場合、建設総務課に書類を提出

区画整理区域内は市街地整備課・富士駅南地区整備課

インター周辺区画整理課

(2) 開発行為等における用途別給水方式

(開発行為・土地利用行為にあたるもの)

用途	給水量算出の基準	選択できる給水方式	
		直結	受水槽
宅地造成	区画数に対応できる配水支管の口径	○	×
共同住宅	戸数 × 居住者 × 居住者ひとりあたりの1日使用水量 = 受水槽容量 3階以上のもの(3階直結給水を除く)	×	○
	3階直結給水を含む直結給水のもの (水圧、配水管口径の状況による。事前協議が必要)	○	×
倉庫	従業員数 × (従業員ひとりあたりの1日使用水量) + 見込来客数 × (見込来客ひとりあたりの1日使用水量) = 受水槽容量	○	○
事務所	同上	○	○
店舗	同上	○	○
娯楽場	同上	○	○
工場	同上	○	○
	水道水を加工、又は業務用に使用の場合は別途協議が必要	○	○
宿泊施設	従業員数 × (従業員ひとりあたりの1日使用水量) + (宿泊を伴わない施設利用の見込客数 × (宿泊を伴わない施設利用の見込客ひとりあたりの1日使用水量) + 見込宿泊客数 × (見込宿泊客ひとりあたりの1日使用水量) = 受水槽容量	×	○
病院	職員数 × (職員ひとりあたりの1日使用水量) + (見込外来患者数 × (見込外来患者ひとりあたりの1日使用水量) + 見込入院患者数 × (見込入院患者ひとりあたりの1日使用水量) = 受水槽容量	×	○
学校	学校の種別により、1日あたり使用水量が異なる。 小学校を例にとると、 職員数 × (職員ひとりあたりの1日使用水量) + 児童数 × (児童ひとりあたりの1日使用水量) + 見込来校者数 × (見込来校者ひとりあたりの1日使用水量) = 受水槽容量 プールを設置する場合は別途加算	×	○
その他	上下水道部と協議すること	—	—

(3) 消火施設への給水装置

第9章11(5)(6)の取扱い基準参照

(4) 申請から完了までの留意点

工事施工にあたり着手から完了までの留意点は以下による。

① 申請

都市計画法第 32 条に基づく事前協議の実施（道路・河川占用を伴う案件については、占用事前協議書の提出）、中高層建築物給水計画書を提出する必要がある案件については協議実施、給水装置工事申込書に開発行為・土地利用行為に係る許可証の写しを添付する。

② 材料の確認

宅地造成地・共同住宅等で使用する配管材料の検査を上下水道部から受ける。

③ 中間検査

取出し工事の検査を上下水道部から受ける。施行後、速やかに取出位置図を検査員に提出すること。

④ 水圧検査

上下水道部の水圧検査基準により実施し、上下水道部の立会い検査を受けること。

⑤ 完了

検査前に実測配管図、確定平面図を提出し、検査を受けること。

⑥ 給水装置検査

協議書に基づき施工すること

⑦ 地中埋設配管の位置を路面に表示鋸等で標示する

曲がり部分 分岐部分

⑧ 停滞水の逆流防止

宅地造成地等においては配管完了後洗管を行う。

(注) 使用水量が著しく多量となる施設における給水については、管理者が使用者に対して周辺の給水事情を考慮するため時間差による給水制限等の措置を命ずることがある。

1 1 住居以外の施設への給水

(1) 住居以外の施設とは

使用者が常に在居することはないが、水道水を必要とする箇所で次のものをいう。

給水場所	条件	メーター	取出管口径
市街化区域内の農地	・ 飲料水及び手洗い用水、 散水用水として1栓のみ ・ 手洗場を設置する。	原則としてΦ 20m/mを限度とする（こ れを超える場合、上下水道 部に協議すること）。	原則としてΦ 25m/mを限度とする（こ れを超える場合、上下水道 部に協議すること）。
市街化調整区域内の農地			
資材置場・駐車場			
花壇			
多目的広場			
共同墓地			
その他、水道水を必要とする場所(条件は上記に同じ) 但し、ミニ開発分譲及び開発行為の農地を認めない			

(1-1) ただし、市街化調整区域内の農地以外での事業所等について、やむを得ないと認められた場合に限り給水栓1口を認めるものとする。

(2) 給水申込み

工事を行う場合は、土地利用、開発行為に抵触しないことの土地対策課の確認を取って、給水条例第10条の規程により給水装置の申込みを行い上下水道部の承認を得る。

(3) メーターの管理及び注意

① 工事の施工

第10章・施工形態図2に準じて施工する。

② 支管分岐

取出し管はPPであるが支管分岐は原則として認めない。

③ 管理

人が常駐しない土地にメーターを設置するため、破損や凍結には充分注意し、破損の場合は所有者責任において弁済する。

④ 共同で使用する施設について

花壇、共同墓地等は、使用する代表者が変わる場合はすみやかに届出を行うこと。

1 2 給水装置工事承認済証の掲示

給水装置工事の申込みにより承認を得て工事に着手する者は、工事期間中、現場の見やすい場所に以下による承認済証（表示板）を掲示しなければならない。

（平成4年4月1日より決定、実施）

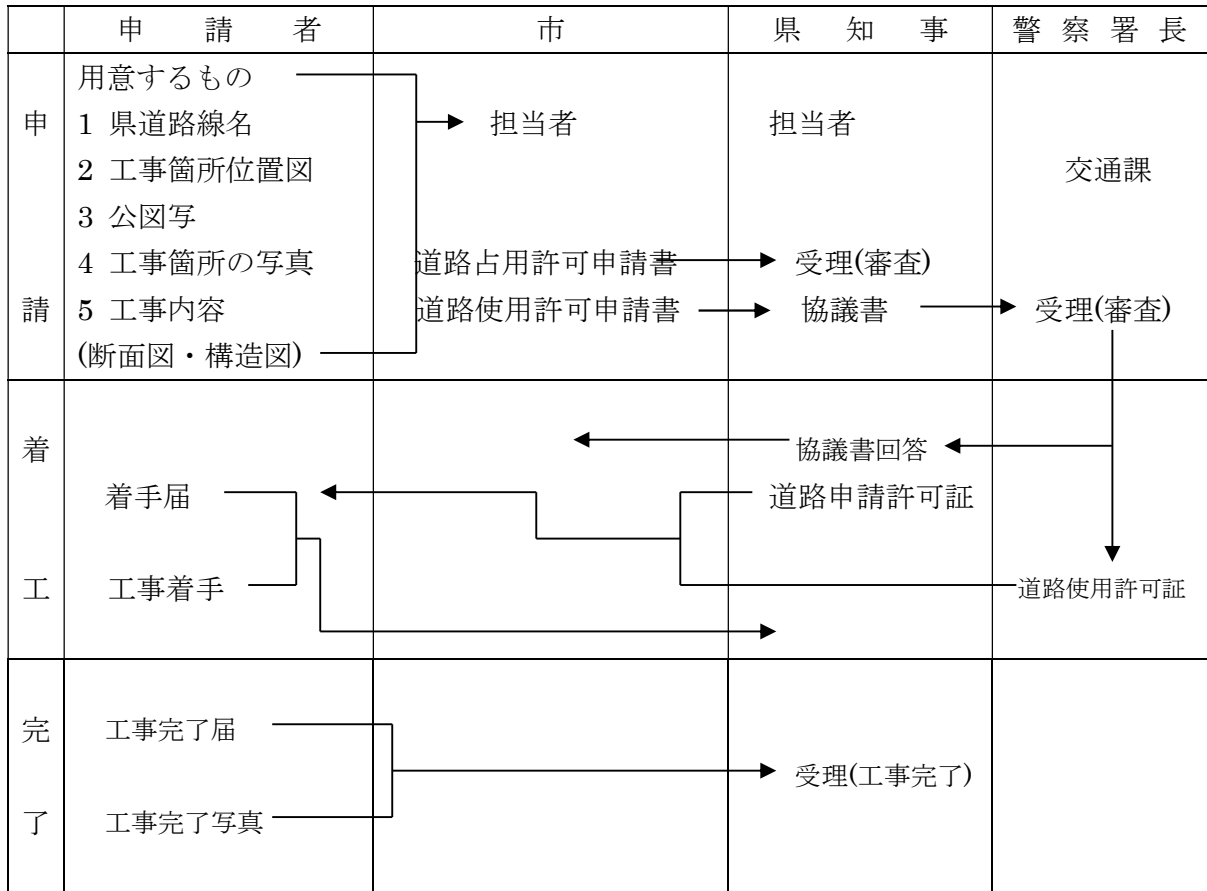
給 水 装 置 工 事 承 認 済 証	
承 認 年 月 日	平成 年 月 日 第 号
工 事 場 所	富士市
申 込 者 氏 名	
工 事 施 工 業 者 名	電 話 ()
工 事 名	給水装置工事
富士市上下水道部水道維持課 電話 0545-55-2847	

1 3 宅地造成地等への給水装置の申請概要

申請に必要な図面類

- (1) 申請者の所有であることを証明するもの(公図及び登記簿謄本の写し等)
- (2) 現況が農地である場合は農業委員会で発行する農地転用の証明写し
- (3) 実測により求めた面積(求積図)
- (4) 公道や河川敷に埋設管を布設する場合は占用申請書(道路・河川)
- (5) 土地利用、開発行為等に抵触しない場合、土地対策課の確認印を必要とする。

1.4 県道埋設管占用申請手続き概要



(注) 県道占用許可申請は、手続きから許可の日まで約3週間を要するので、余裕をもって申請する。なお、埋戻し後交通開放をして自然転圧期間を1ヶ月以上とる必要があるため、工期はこれを含め45日間程度とする。